

# 奈良市公報

号外第11号

平成26年3月24日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 文書法制課長  
印刷所 関西印刷株式会社

## 目 次

### 告 示

○一般競争入札の実施(3件) .....	1
○地籍調査により作成した地図及び簿冊の閲覧.....	2
○生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出.....	2
○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出.....	2
○生活保護法の規定による医療機関の指定.....	2
○奈良市家庭的保育事業実施要綱.....	2
○放置自転車等の保管(2件) .....	7
○町の区域の変更(2件) .....	8
○保存樹の指定の更新.....	8
○放置自転車等の保管.....	8
○一般競争入札の実施.....	9
○放置自転車等の保管.....	9
○公有財産の売払い.....	9
○北登美ヶ丘二丁目住宅地土地区画整理事業の事業計画の変更の認可.....	9
○公有財産の売払い.....	10
○平成26年度近傍同種の住宅の家賃及び事業主体が定める数値の公表.....	10
○一般競争入札の実施.....	12
○平成25年度奈良市一般会計補正予算の要領.....	12
○放置自転車等の保管.....	13
○大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業)近鉄西大寺駅南土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿の公衆縦覧.....	14
○配当計算書の公示送達.....	14
○生活保護法の規定による施術者の指定.....	14
○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の休止の届出.....	14
○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出.....	14
○開発行為に関する工事の完了.....	15
○一般競争入札の実施.....	15
○奈良市営墓地使用者の募集.....	16
○開発行為に関する工事の完了(2件) .....	16
○放置自転車等の保管.....	16
○一般競争入札の実施.....	16
○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の辞退の届出.....	17

### 告 示

○開発行為に関する工事の完了.....	17
監 査	
○監査の結果に基づき装置を講じた旨の通知.....	17
正 誤	
○正誤表.....	18

### 奈良市告示第683号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成25年10月16日

奈良市長 仲川元庸

○入札に付する事項
-----------

1 データエントリー業務委託に係る仕様

詳細な仕様は、別添「市県民税外注データエントリー仕様(給与支払報告書)」のとおり

以下省略

(平成25年10月16日掲示済)

### 奈良市告示第684号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成25年10月16日

奈良市長 仲川元庸

○入札に付する事項
-----------

1 データエントリー業務委託に係る仕様

詳細な仕様は、別添「市県民税外注データエントリー仕様(市申告書)」のとおり

以下省略

(平成25年10月16日掲示済)

### 奈良市告示第685号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成25年10月16日

奈良市長 仲川元庸

○入札に付する事項
-----------

1 データエントリー業務委託に係る仕様  
詳細な仕様は、別添「市県民税外注データエントリーワーク（確定申告書）」のとおり  
以下省略  
(平成25年10月16日掲示済)

**奈良市告示第686号**

奈良市小山戸町の一部の土地について、国土調査法による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公示する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

平成25年10月16日

奈良市長 仲川元庸

- 1 地図及び簿冊の名称  
地籍図及び地籍簿
- 2 地図は平成25年3月測量、簿冊は平成24年11月6日（一筆地調査が終了した日）現在の状況により調査し、作成したものである。
- 3 閲覧期間  
平成25年10月17日から平成25年11月5日までの20日間
- 4 閲覧場所  
奈良市都祁白石町1026番地の1 奈良市都祁行政センター業務課
- 5 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、直接又は奈良市長を経由して、訂正の申出をすることができる。
- 6 誤り等訂正の申出は、書面によることになっているので、各自印章を持参すること。
- 7 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 8 閲覧時間は、期間中毎日午前8時30分から午後5時までの間とする。

(平成25年10月16日掲示済)

**奈良市告示第687号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年10月16日

奈良市長 仲川元庸

	名称	所在地	変更年月日
旧	医療法人松本快生会 西奈良中央病院	奈良県奈良市鶴舞西町1番15号	平成25年 10月1日
新	社会医療法人松本快生会 西奈良中央病院	奈良県奈良市鶴舞西町1番15号	

(平成25年10月16日掲示済)

**奈良市告示第688号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年10月16日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
きわもと泌尿器科クリニック	奈良県奈良市学園北一丁目9-1パラディⅡ5F	平成25年9月30日

(平成25年10月16日掲示済)

**奈良市告示第689号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年10月16日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
きわもと泌尿器科クリニック	奈良県奈良市押熊町547-1忍熊ビル3F	平成25年10月1日
すくすくこどもクリニック	奈良県奈良市菅原町648-1	平成25年10月2日
はしもと内科	奈良県奈良市東向北町30番1号グランドカワイビル2階	平成25年10月1日
ひよこ薬局	奈良県奈良市菅原町649-1	平成25年10月1日
木のうた薬局 西大寺店	奈良県奈良市西大寺北町四丁目3番1号共栄マンション1-E号室	平成25年10月1日

(平成25年10月16日掲示済)

**奈良市告示第690号**

奈良市家庭的保育事業実施要綱を次のように定める。

平成25年10月17日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市家庭的保育事業実施要綱****(趣旨)**

- 第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業（以下「事業」という。）の実施に関して、安心して子育てができる環境を整備するために、必要な事項を定め、事業の円滑な実施を図ることを目的とする。
- 2 事業の実施については、家庭的保育事業ガイドライン

<p>(平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定めるもののほか、本要綱の定めるところによる。</p> <p>(事業の実施主体等)</p> <p>第2条 事業の実施主体は、奈良市(以下「市」という。)とする。</p> <p>2 この事業は、法第35条第4項に基づき市内において認可された保育所を運営する法人のうち別に定めるところにより市長の認定を受けたもの(以下「実施法人」という。)に委託し実施するものとする。</p> <p>3 委託料の金額は、予算の範囲内で別に定める。</p> <p>(事業の実施場所)</p> <p>第3条 事業を行う場所(以下「家庭的保育室」という。)は、市長が指定する施設とする。</p> <p>(定員及び実施体制)</p> <p>第4条 家庭的保育室の利用定員は、5人とする。</p> <p>2 実施法人は直接雇用により、家庭的保育室に家庭的保育者及び家庭的保育補助者(以下「家庭的保育者等」という。)を配置しなければならない。</p> <p>3 家庭的保育者1人につき保育する児童の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育補助者とともに2人以上で保育する場合に限り、家庭的保育者1人につき保育する児童の数を5人以下とすることができます。</p> <p>4 事業で保育する児童の数が3人以下である場合においても、事業は、家庭的保育者の他に家庭的保育補助者等の援助を受けて、複数人で実施しなければならない。</p> <p>5 保育の実施に当たっては、児童それぞれの年齢及び発達を踏まえた保育となるよう配慮するものとする。</p> <p>(家庭的保育者等の資格要件)</p> <p>第5条 家庭的保育者等は、次の各号に掲げる要件(家庭的保育補助者については、第4号の要件を除く。)のいずれにも該当するものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 保育士の資格を有すること。</li> <li>(2) 実施法人に直接雇用されていること。</li> <li>(3) 別表第1に定めるところにより市が実施する研修(以下「基礎研修」という。)を修了していること。</li> <li>(4) 年齢が25歳以上65歳以下の者であって、保育所での勤務経験が2年以上あること。</li> <li>(5) 児童の保育に専念できること。</li> <li>(6) 心身ともに健全で、児童の保育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること。</li> <li>(7) 児童の保育に関し虐待等の問題がないと認められること。</li> <li>(8) 法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)の規定により、罰金以上の刑に処せられたことがないこと。</li> <li>(9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する団体の構成員(同条第6号に規定するもの(構成員とみなされる場合を含む。)。)でないこと。</li> </ul>	<p>(家庭的保育者等の認定)</p> <p>第6条 実施法人は、別に定める家庭的保育者等の認定申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 家庭的保育者等の履歴書</li> <li>(2) 家庭的保育者等の保育士資格者証の写し</li> <li>(3) 家庭的保育者等の雇用契約書の写し</li> <li>(4) 家庭的保育者等の健康診断書の写し</li> <li>(5) 基礎研修の修了証明書の写し</li> </ol> <p>2 市長は、実施法人から前項の認定申請書を受理したときは、その内容を精査した上、家庭的保育者等の認定をし、又はしない旨の決定を行い、実施法人にその結果を通知するものとする。</p> <p>3 実施法人は、前項の認定を受けた事項に変更が生じたときは、速やかに、その内容を市長に届け出なければならない。</p> <p>4 市長は、第2項の認定を受けた者がその要件に該当しなくなったときは、当該認定を取り消すことができる。</p> <p>(対象児童)</p> <p>第7条 事業による保育を受けることができる児童(以下「対象児童」という。)は、当該児童の保護者が奈良市保育の実施に関する条例(昭和62年奈良市条例第4号)第2条に該当する者であって、かつ、当該児童が次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 0歳から3歳まで(保育を行う日の属する年度の初日の前日における満年齢とする。)の児童であること。</li> <li>(2) 市内に居住し、心身ともに健康であること。</li> </ul> <p>2 前項の規定にかかわらず、対象児童が、家庭的保育を受けようとする家庭的保育者等と3親等内の親族関係にある場合、当該家庭的保育者等による保育を受けることができないものとする。</p> <p>(保育時間及び休業日)</p> <p>第8条 事業の実施時間は、原則として午前8時30分から午後5時までの8時間30分とする。</p> <p>2 事業の休業日は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 日曜日及び土曜日</li> <li>(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</li> <li>(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日</li> </ul> <p>(申込手続等)</p> <p>第9条 事業における入所の申込み及び入所の承諾等については、奈良市保育の実施に関する条例施行規則(昭和62年奈良市規則第4号。以下「条例施行規則」という。)に定めるところによる。</p> <p>2 事業に係る保育料の額及び徴収については、条例施行規則の定めるところによる。この場合において、当該保育料には、給食、日常生活において必要となるおむつ、肌着、寝具等の消耗品等の費用を含まないものとする。</p> <p>(保育内容等)</p> <p>第10条 実施法人は、次に掲げる基準に従い、事業を実施するものとする。</p>
---	--

<p>(1) 保育内容 保育の内容は、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示141号）に準拠するとともに、別表第2に掲げる家庭的保育の特性に留意して、保育する児童の状態に応じた保育を行わなければならない。</p> <p>(2) 保育の計画 実施法人は、児童の発達過程に応じた「保育の計画」及び「一日の保育内容」を作成し保育を行わなければならない。</p> <p>(3) 記録の整備 実施法人は、児童の保育の状況に関する記録を整備するとともに、記録に基づき実践を振り返り、保育内容の向上に努めなければならない。</p> <p>(4) 衛生管理 ア 児童の使用する設備又は遊具等については、安全かつ衛生的な管理に努めること。 イ 必要な医薬品、医療品等を備えること。 ウ 家庭的保育室において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるために努めること。 エ 家庭的保育者等に対し、毎月検便を実施させるとともに、調理の際には、下痢、おう吐、発熱などの症状、手指等に化のう創がないか等の点検を行う等、綿密な注意を払うようにさせなければならない。 オ 調理の施設、設備、器具、容器、原材料の取扱い等については、衛生的な管理を徹底するために、自主点検を毎日実施すること。</p> <p>(5) 健康管理 ア 保育する児童に対し、保育の開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行うこと。 イ 家庭的保育者等に対し、採用時及び1年に1回定期健康診断を行うこと。 ウ 常に児童の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な対応を図ること。 (食事の提供) 第11条 保育中に児童に提供する食事（間食等を含む。）は、原則として児童の保護者が持参するものとする。 (自主事業) 第12条 実施法人は、事業を利用する児童に対し、自主事業を行うことができる。 2 自主事業は、保護者の希望に応じて行うこととし、利用を強制してはならない。 3 自主事業を実施しようとする実施法人は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 (保険への加入) 第13条 実施法人は、損害賠償責任保険に加入しなければならない。 (家庭的保育室の体制整備) 第14条 実施法人は、保育する児童の発達過程に応じた適</p>	<p>切な保育が図れるよう、家庭的保育者が「保育計画」及び「一日の保育内容」を編成するにあたって必要な援助及び指導を行うなど、保育内容に関する支援を行わなければならない。</p> <p>2 実施法人は、家庭的保育者等からの相談に応じ、必要な助言及び指導を行うことができる体制の整備を行うとともに、家庭的保育者等の健康状況の把握に努めるものとする。</p> <p>3 実施法人は、家庭的保育者に対する支援体制の整備を図るため、市内において自ら運営する保育所を、家庭的保育者を支援する保育所（以下「実施保育所」という。）として指定しなければならない。</p> <p>4 前項の実施保育所は、家庭的保育室から通常の交通手段を使っておおむね30分以内で移動することができる場所に所在するものとする。 (実施保育所の業務) 第15条 実施保育所は、次の支援又は業務を行うよう努めるものとする。 (1) 家庭的保育者等からの相談に応じ、必要な助言及び指導を行うこと。 (2) 家庭的保育者が保育を行う児童について、必要に応じて、定期的に当該児童の年齢等に応じた集団保育を体験させること。 (3) 家庭的保育者が急病等により保育体制の確保ができない場合は、保育体制の確保に努めること。 (4) 家庭的保育者が保育を行う児童について、必要に応じて、健康診断を実施すること。 (5) その他、家庭的保育者が事業を行うために必要な支援を行うこと。 (市の支援等) 第16条 市長は、家庭的保育者からの相談に応じ、必要な助言及び指導を行うことができる体制の整備を行うものとする。 2 市長は、家庭的保育者における保育の状況の把握並びに必要な助言及び指導を行うため、次に掲げる要件に該当する家庭的保育支援者を少なくとも毎月1回以上、さらに、家庭的保育者の状況に応じて、必要な都度、家庭的保育室へ訪問させるものとする。 (1) 第5条各号（第2号及び第4号を除く。）に該当する者 (2) 10年以上の保育所における勤務又は家庭的保育の経験を有し、一定の研修を修了した者 3 家庭的保育支援者は、別に定めるところにより市長の認定を受けなければならない。 (保護者への対応等) 第17条 家庭的保育者は、保護者との連携においては、日々の児童の状況を的確に把握するとともに、保護者と日常の児童の様子を適切に伝え合い、十分な説明に努めるものとする。 2 家庭的保育者等は、保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談等の保護者への支援を通して保護者自身</p>
--	---

の子育て力の向上を積極的に支援するものとする。

3 保護者又は近隣者等からの要望及び苦情のうち、家庭的保育者で解決できないものについては、市が対応するものとする。

4 家庭的保育者は、保護者による不適切な養育等が疑われる場合には、速やかに、市及び関係機関に通報するとともに、連携し適切な対応を図るものとする。

(安全対策)

第18条 家庭的保育者は、保育中の事故防止のため、児童の心身の状態等を踏まえ、施設内の安全点検に取り組み、安全確保の観点から保育環境の整備について適切に対応するものとする。

2 家庭的保育者は、災害や不審者からの被害等、不測の事態に備え、緊急時の連絡網を作成し、日頃から避難経路を確認するとともに、火災警報器及び消火器の設置や避難訓練の実施など防災、防犯等の健康及び安全を確保するため保育環境の整備について適切に対応しなければならない。

3 家庭的保育者は、保護者及び他の連携する機関との緊急時の連絡体制を整備し、緊急時の対応マニュアルを作成するとともに、保育中に体調不良、傷病及び傷害等が発生した場合に備え、児童のかかりつけ医、実施保育所の嘱託医等必要な体制を整備し、適切に対応するものとする。

(専門性の向上)

第19条 実施法人は、家庭的保育者等の資質の向上を図るため、保育所保育指針を理解する機会を設けることや、研修を実施する等の必要な体制の整備を図らなければならぬ。

別表第1 基礎研修の内容（第5条関係）

科目名		区分	時間	内容
導入	家庭的保育の概要	講義	60分	①家庭的保育の歴史的経緯 ②家庭的保育の特徴 ③家庭的保育のリスクを回避するための課題
家庭的保育の基礎	乳幼児の発達と心理	講義	90分	①発達とは ②発達時期の区分と発達 ③ことばとコミュニケーション ④自分と他者 ⑤手のはたらきと探索 ⑥移動する力 ⑦こころと行動の発達を支える家庭的保育者の役割
	食事と栄養	講義	60分	①離乳の進め方に関する最近の動向 ②栄養バランスを考えた幼児期の食事作りのポイント ③食物アレルギー ④家庭的保育者が押さえる食育のポイント
	小児保健I	講義	60分	①乳幼児の健康観察のポイント ②発育と発達について ③衛生管理・消毒について ④薬の預かりについて
	小児保健II	講義	60分	①子どもの多い症例とその対応 ②子どもに多い病気とその対応 ③事故予防と対応

らない。

(法令遵守)

第20条 実施法人及び家庭的保育者等は、その役割や社会的責任を遂行する上で、差別的な取扱いの禁止、虐待その他不適切な対応の禁止、業務上知り得た個人情報の守秘義務遵守等法令を遵守の上、事業を実施しなければならない。

(運営・管理)

第21条 実施法人は、事業に係る収支の状況を明らかにする帳簿その他の書類を整備し、適正な会計管理に努めなければならない。

(調査等)

第22条 市長は、実施法人及び家庭的保育者に対し、事業が適正に実施されているかについて、必要に応じて実地調査を行うことができる。

2 市長は、実施法人及び家庭的保育者に対し、事業内容、経費等について報告を求め、調査することができる。

3 市長は、実施法人及び家庭的保育者に対し、必要に応じて助言、指導及び勧告を行うことができる。

(家庭的保育事業の制限又は停止命令)

第23条 市長は、家庭的保育者等が保育児童の処遇につき不当な行為をしたときは、事業の制限又は停止を命令することができる。

(雑則)

第24条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年10月17日から施行する。

	心肺蘇生法	実技	120分	
家庭的保育の実際	家庭的保育の保育内容	講義・演習	120分	①家庭的保育における保育内容 ②家庭的保育の1日の流れ ③異年齢保育 ④新しく子どもを受け入れる際の留意点 ⑤地域の社会資源の活用 ⑥家庭的保育の記録 ⑦保育の体制
	家庭的保育の環境整備	講義	60分	①保育環境を整える前に ②家庭的保育に必要な環境とは ③環境チェックリスト
	家庭的保育の運営と管理	講義	60分	①情報提供 ②受託までの流れ ③家庭的保育の運営上必要な記録と報告 ④個人事業主としての财务管理
	安全の確保とリスクマネジメント	講義	60分	①子どもの事故 ②子どもの事故の予防 保育上の留意点 ③緊急時の連絡・対策・対応 ④リスクマネジメントと賠償責任
	家庭的保育者の職業倫理と配慮事項	講義・演習	90分	①家庭的保育者の職業倫理 ②家庭的保育者の自己管理 ③家庭的保育者自身の家族との関係 ④地域との関係 ⑤保育所や様々な保育者との関係 ⑥行政との関係
	保護者への対応	講義・演習	90分	①家庭的保育における保護者との関わりと対応 ②家庭的保育における保護者への対応の基本 ③子育て支援における保護者への相談・助言の原則 ④保護者への対応～事例を通して考える～
	子ども虐待	講義	60分	①子ども虐待への関心の高まり ②子ども虐待とは ③子ども虐待の実態 ④虐待が及ぼす影響 ⑤子ども虐待の発見と通告 ⑥虐待を受けた子どもに見られる行動特徴 ⑦子どもが家で虐待を受けたと思われたならば ⑧家庭的保育で不適切な関わりを防ぐために
	気になる子どもへの対応	講義	90分	①気になる行動 ②気になる行動をする子どもの行動特徴 ③気になる行動への対応の考え方 ④気になる行動の原因とその対応 ⑤保育者の役割 ⑥遊びー日本に伝承されてきた育児法を用いるー
研修を進める上で必要な講義	見学実習オリエンテーション	演習	30分～60分	①見学実習のポイントと配慮 ②見学を引き受ける際の留意事項
	グループ討論	演習	90分	①討議の目的 ②討議の原則 ③討議の効果 ④討議のすすめ方
見学実習		実習	2日以上	①保育日誌・連絡帳の作成の仕方 ②実習日誌作成・提出

別表第2 家庭的保育の保育内容（第10条関係）

家庭的保育	
形態	家庭的保育者が居宅等で就学前児童の少人数を保育
子どもの保育の特徴	<p>少人数による個別対応 (一人一人の発達過程や心身の状態に応じてきめ細やかに対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○十分なスキンシップや応答的関わりによる保育者との愛着形成</li> <li>○一人一人の生活リズムを考慮し、子どもの一日の生活を見通して対応</li> <li>○食事、授乳、排せつ等生活面の個別対応による子どもの状態の的確な把握</li> <li>○子どもの発達過程や興味や関心に即した保育を柔軟に展開</li> <li>○子ども同士の間で、異年齢の関わりやきょうだい関係に近い関わりが持てる。</li> </ul>
保育の環境	<p>家庭的で温かな環境 ○子どもにとって親しみやすく安心感が得られる家庭の雰囲気や室内環境 ○生活者である家庭的保育者の生活感や暮らしを彩る様々な配慮がある。</p> <p>子どもの健康と安全を守るための配慮 ○室内外の衛生及び安全管理や危険防止策の必要性（生活空間を保育環境として見直す）</p> <p>地域の環境との関わり ○近隣の子育て家庭や住人との親密な関わりがある。 ○地域の関係機関や保育所との連携も可能</p>
保護者との関わり	<p>少人数による個別的対応 (保護者一人一人の状況や心身の状態に応じてきめ細やかに対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○日々、保護者と顔を合わせ、子どもや子育てに関する相談に応じたり、日常的なアドバイスが丁寧に行える。</li> <li>○同じ保育者が一日を通して子どもをみる。</li> <li>○保護者の就労や個々の事情に合わせた柔軟な対応が可能</li> <li>○密接で親密な関わりにより保育者との信頼関係が築かれやすい。</li> </ul>

(平成25年10月17日掲示済)

**奈良市告示第691号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年10月17日

奈良市長 仲川元庸

## 1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

## 2 移動年月日

平成25年10月17日

## 3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

## 4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

## 5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定す

る市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

## 6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

## 7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

## 8 連絡先

奈良市市民生活部 防犯・交通安全課

電話0742-34-1111代表

(平成25年10月17日掲示済)

**奈良市告示第692号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し

たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年10月18日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成25年10月18日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成25年10月18日掲示済)

**奈良市告示第693号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、平成25年11月25日から本市内の区域のうち町の区域を別表のとおり変更しますので、同条第2項の規定により告示します。

なお、別表の関係区域は、別図1（変更前）及び別図2（変更後）のとおりです。

平成25年10月18日

奈良市長 仲川元庸

別表

他の町を編入する町	他の町に編入される町	編入される区域
西登美ヶ丘八丁目	二名平野一丁目 二名平野一丁目 (一部)	二名平野一丁目2051の一部、 2053の2、2053の3の一部、 2054の1、2054の3から2054 の27、2055の1、2082の2

別図1及び別図2省略

(平成25年10月18日掲示済)

**奈良市告示第694号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、平成26年1月20日から本市内の区域のうち町の区域を別表のとおり変更しますので、同条第2項の規定により告示します。

なお、別表の関係区域は、別図1（変更前）及び別図2（変更後）のとおりです。

平成25年10月18日

奈良市長 仲川元庸

別表

他の町を編入する町	他の町に編入される町	編入される区域
西大寺国見町二丁目	横領町 (一部)	横領町324の3から324の21、 327の2、327の3、327の5、 327の6、328の1から328の 6、329の一部、330の1から 330の7、330の9、332の1 の一部、332の2、332の3、

333の2から333の8、334の  
3から334の12、337の3、33  
7の5から337の7、338の1  
から338の5、339、340の3、  
340の4、341の3、355の3  
から355の6、356、357の1、  
357の4から357の13、358の  
2、358の15から358の21、35  
9の1、359の2、359の4、3  
59の5、360の3、360の4、  
363の3、364の3及びこれら  
の区域に介在する里道及び水  
路である国有地の全部

西大寺南町  
(一部)

西大寺南町2131の2、2132の  
8、2132の9

菅原町  
(一部)

菅原町172の9

青野町  
(一部)

青野町3の一部

別図1及び別図2省略

(平成25年10月18日掲示済)

**奈良市告示第695号**

奈良市巨樹等の保存及び緑化の推進に関する条例（平成14年奈良市条例第51号）第7条第2項の規定により保存樹を更新したので、同条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成25年10月18日

奈良市長 仲川元庸

指定番号	樹木の内容	
15-001	樹木群の名称	クヌギ
	所在地	奈良市北之庄町429番地
15-002	樹木群の名称	イチイガシ
	所在地	奈良市北之庄町429番地
15-003	樹木群の名称	クガネモチ
	所在地	奈良市高畠町961番地
15-004	樹木群の名称	イチョウ
	所在地	奈良市元興寺町20番地
15-005	樹木群の名称	クスノキ
	所在地	奈良市今小路町2番地
15-006	樹木群の名称	エドヒガン
	所在地	奈良市秋篠町651番地の2

(平成25年10月18日掲示済)

**奈良市告示第696号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良

市条例第23号) 第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年10月21日

奈良市長 仲川元庸

## 1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

## 2 移動年月日

平成25年10月20日

## 3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成25年10月21日掲示済)

## 奈良市告示第697号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成25年10月21日

奈良市長 仲川元庸

## 1 入札に付する事項

項目	概要
業務名	広報用写真デジタル化事業
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報用写真(ネガ・ポジフィルム等)のデジタルデータ化</li> <li>・ファイルの整理と検索用キーワードの入力</li> <li>・サムネイル一覧印刷 (詳細は別紙「広報用写真デジタル化事業」委託仕様書による。)</li> </ul>
委託期間	契約日から平成26年3月24日まで

(土地6件)

物件番号	名称	所在	地番	地目	地籍(m <sup>2</sup> )	予定価格	入札保証金
土地-1	奈良市青山(1)	青山六丁目	3-18	宅地	259.64	1,810万円	181万円
土地-2	奈良市青山(2)	青山六丁目	3-19	宅地	263.12	1,800万円	180万円
土地-3	奈良市青山(3)	青山六丁目	3-21	宅地	283.24	1,800万円	180万円
土地-4	奈良市富雄川西	富雄川西二丁目	1127	宅地	180.88	1,730万円	173万円
土地-5	奈良市東之阪町	東之阪町	416-24	宅地	306.27	610万円	61万円
土地-6	奈良市西木辻町	西木辻町	159-24	宅地	591.69	3,620万円	362万円

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とする。

以下省略

(平成25年10月22日掲示済)

## 奈良市告示第700号

地区画整理事業法(昭和29年法律第119号)第10条第1項

業者選定方法	一般競争入札
契約形式	委託契約

以下省略

(平成25年10月21日掲示済)

## 奈良市告示第698号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年10月22日

奈良市長 仲川元庸

## 1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

## 2 移動年月日

平成25年10月22日

## 3 移動対象区域

JR奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成25年10月22日掲示済)

## 奈良市告示第699号

公有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成25年10月22日

奈良市長 仲川元庸

## 1 入札に付する公有財産物件

以下の物件を個別に入札に付し、各々売り払う。詳細は、ヤフー株式会社がインターネットにて提供するインターネット公有財産売却システム(Yahoo!オークション官公庁オークション)による。

奈良市長 仲川元庸		毎年4月1日より翌年3月31日まで																																												
1 土地区画整理事業の名称	北登美ヶ丘二丁目住宅地土地区画整理事業	9 公告の方法																																												
2 施行者の住所及び名称	住所 大阪市天王寺区上本町六丁目1番55号 名称 近畿日本鉄道株式会社	事務所の掲示板に掲示する。 (平成25年10月22日掲示済)																																												
3 事業施行期間	平成24年5月21日から平成26年4月30日まで																																													
4 施行地区	奈良市北登美ヶ丘二丁目の一部																																													
5 事務所の所在地	奈良県生駒市辻町763の1（近鉄不動産株式会社資産管理部内）	奈良市告示第701号																																												
6 施行認可の年月日	平成24年5月21日	公有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。																																												
7 事業計画の変更（第1回）認可年月日	平成25年10月22日	平成25年10月22日																																												
8 事業年度	（自動車 6件）	奈良市長 仲川元庸																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>物件番号</th><th>物件名（財産名称）</th><th>初年度登録</th><th>排気量（ℓ）</th><th>予定価格（円）</th><th>入札保証金（円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>車-1</td><td>塵芥車① 55-17</td><td>平成15年7月</td><td>4.57</td><td>200,000</td><td>20,000</td></tr> <tr><td>車-2</td><td>塵芥車② 55-20</td><td>平成15年7月</td><td>4.57</td><td>200,000</td><td>20,000</td></tr> <tr><td>車-3</td><td>塵芥車③ 65-76</td><td>平成16年10月</td><td>4.33</td><td>200,000</td><td>20,000</td></tr> <tr><td>車-4</td><td>塵芥車④ 77-62</td><td>平成17年11月</td><td>4.57</td><td>100,000</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>車-5</td><td>塵芥車⑤ 14-56</td><td>平成11年8月</td><td>4.21</td><td>250,000</td><td>25,000</td></tr> <tr><td>車-6</td><td>ダイハツハイゼット 軽トラック（425）</td><td>平成4年</td><td>0.65</td><td>5,000</td><td>500</td></tr> </tbody> </table>					物件番号	物件名（財産名称）	初年度登録	排気量（ℓ）	予定価格（円）	入札保証金（円）	車-1	塵芥車① 55-17	平成15年7月	4.57	200,000	20,000	車-2	塵芥車② 55-20	平成15年7月	4.57	200,000	20,000	車-3	塵芥車③ 65-76	平成16年10月	4.33	200,000	20,000	車-4	塵芥車④ 77-62	平成17年11月	4.57	100,000	1,000	車-5	塵芥車⑤ 14-56	平成11年8月	4.21	250,000	25,000	車-6	ダイハツハイゼット 軽トラック（425）	平成4年	0.65	5,000	500
物件番号	物件名（財産名称）	初年度登録	排気量（ℓ）	予定価格（円）	入札保証金（円）																																									
車-1	塵芥車① 55-17	平成15年7月	4.57	200,000	20,000																																									
車-2	塵芥車② 55-20	平成15年7月	4.57	200,000	20,000																																									
車-3	塵芥車③ 65-76	平成16年10月	4.33	200,000	20,000																																									
車-4	塵芥車④ 77-62	平成17年11月	4.57	100,000	1,000																																									
車-5	塵芥車⑤ 14-56	平成11年8月	4.21	250,000	25,000																																									
車-6	ダイハツハイゼット 軽トラック（425）	平成4年	0.65	5,000	500																																									
※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とする。																																														
以下省略			第3項の平成26年度近傍同種の住宅の家賃及び同条第4項の事業主体が定める数値（利便性係数）を次のとおり公表します。																																											
（平成25年10月22日掲示済）			平成25年10月23日																																											
奈良市告示第702号			奈良市長 仲川元庸																																											
奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）第17条																																														
名 称	位 置	床面積 (m <sup>2</sup> )	住宅番号等	近傍同種の 住宅の家賃 (円)	利便性係数																																									
第2号市営住宅	奈良市川上町	74.8	1-2号館	68,000	0.7000																																									
		74.8	3-4号館	67,500	0.7000																																									
		74.8	5-6号館	71,400	0.7000																																									
		39.3	6号館	37,400	0.7000																																									
第3号市営住宅	奈良市法蓮町	23.1	1-20	15,400	0.7553																																									
		74.9	1-2号棟	84,200	0.7829																																									
第4号市営住宅	奈良市般若寺町	74.6	1-2号棟	69,000	0.7506																																									
		64.2	1-2号棟	59,300	0.7506																																									
		64.5	1-2号棟	59,600	0.7506																																									
		71.9	1-2号棟	66,400	0.7506																																									
		74.6	3号棟	68,400	0.7506																																									
		64.2	3号棟	58,900	0.7506																																									
		64.5	3号棟	59,200	0.7506																																									
		71.9	3号棟	65,900	0.7506																																									
第5号市営住宅	奈良市大安寺一丁目	74.7	1-2号棟	64,600	0.7608																																									
		64.5	1-2号棟	55,800	0.7608																																									
		71.2	1-2号棟	61,600	0.7608																																									

第6号市営住宅	奈良市法華寺町	34.7	101-120	16,200	0.7291
第7号市営住宅	奈良市富雄元町四丁目	28.0	131-140	17,400	0.7674
		28.0	141-150	17,900	0.7674
		33.8	151-160	19,500	0.7674
		70.1	1-2号棟	107,100	0.7943
第9号市営住宅	奈良市東紀寺町三丁目	60.7	1-2号棟	92,600	0.7943
		55.3	1-2号棟	91,000	0.8002
		70.1	3号棟	103,200	0.7943
		60.7	3号棟	89,300	0.7943
		55.3	3号棟	88,600	0.8002
		60.1	3号棟	88,500	0.7943
		41.6	3号棟	60,900	0.7943
		42.7	127-141	18,000	0.7204
		55.4	143-157	26,800	0.7204
		58.8	158-164	28,200	0.7204
第10号市営住宅	奈良市古市町	58.8	165-188	28,400	0.7204
		74.6	1-23	88,300	0.7239
		74.6	24-35	86,000	0.7239
		74.9	36-62	85,400	0.7239
		74.9	63-66	86,100	0.7239
		74.9	67-102	88,200	0.7239
		75.0	103-112	86,100	0.7239
		74.9	113-118	82,800	0.7239
		74.9	119-124	94,300	0.7239
		74.8	125-128	94,700	0.7239
		74.8	129-134	96,500	0.7239
		74.9	137-138	96,300	0.7239
		74.9	135-136	93,100	0.7239
		75.0	139-140	85,400	0.7239
		31.4	1-12	12,300	0.7099
		55.4	74-78	26,900	0.7012
		55.4	64-73	26,100	0.7012
第11号市営住宅	奈良市杏町及び西九条町三丁目	58.8	79-91	27,100	0.7012
		58.8	92-101	31,700	0.7012
		74.8	1-10	83,000	0.7036
		74.9	25-28	84,300	0.7036
		74.9	11-24	83,300	0.7036
		74.9	29-32	84,100	0.7036
		74.9	33-38	86,000	0.7036
		74.9	39-43	86,000	0.7036
		75.0	44-47	86,800	0.7036
		74.9	48-53	86,600	0.7036
		75.0	54-55	80,500	0.7036
		74.9	56-57	91,800	0.7036
		74.9	58-63	85,800	0.7036
		75.0	64-65	80,000	0.7036
		75.1	66-73	86,500	0.7036
		75.0	74-79	88,200	0.7036
第12号市営住宅	奈良市横井一丁目、横井二丁目、横井五丁目	55.4	76-105	27,200	0.7047
		75.0	1-28	87,900	0.7073
		74.9	39-43	85,500	0.7073
		74.9	29-38	86,200	0.7073
		74.8	44-49	84,500	0.7073
		74.9	50-53	84,600	0.7073
		74.9	54-55	85,200	0.7073
		74.9	56-59	87,400	0.7073

		75.0	60-67	85,300	0.7073
		75.0	68-71	85,500	0.7073
		74.9	72-75	83,000	0.7073
		74.9	76-77	93,800	0.7073
第13号市営住宅	奈良市八条一丁目	58.8	15-20	27,800	0.7012
		58.8	21-30	31,300	0.7012
		74.9	1-8	85,300	0.7036
		75.0	9-14	86,200	0.7036
第14号市営住宅	奈良市南紀寺町三丁目	74.7	101-312	77,600	0.7773
第18号市営住宅	奈良市六条西一丁目	39.9	1号棟	25,500	0.7559
		37.6	2号棟	24,100	0.7559
		42.1	3号棟	23,200	0.7559
		38.7	4号棟	21,400	0.7559
		42.3	5-6号棟	24,000	0.7559
第19号市営住宅	奈良市紀寺町	58.8	52-61	30,100	0.7169
		74.8	101-404	72,500	0.7202
第20号市営住宅	奈良市松陽台一丁目	60.0	1-4号棟	42,600	0.8059
		65.0	5-9号棟	51,500	0.8059
		55.0	5-9号棟	43,700	0.8059
		45.0	5-9号棟	35,600	0.8059
第21号市営住宅	奈良市油阪町	55.4	201-612	46,200	0.8198
第22号市営住宅	奈良市蘭生町	31.5	1~20	8,100	0.6678
		31.5	21~36	7,900	0.6673
第23号市営住宅	奈良市針町	31.5	1~20	7,500	0.6713
		31.5	21~40	8,100	0.6713

(平成25年10月23日掲示済)

以下省略

(平成25年10月24日掲示済)

**奈良市告示第703号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6 第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により告示します。

平成25年10月24日

奈良市長 仲川元庸

**1 入札に付する事項**

項目	概要
名称	奈良市ならまちセンター市民ホール舞台照明設備賃貸借
内容	1. 奈良市ならまちセンター市民ホール舞台照明設備の更新 2. 既存設備機器の撤去 3. 賃貸借期間中の保守点検
賃貸借期間	平成26年3月21日から平成36年3月20日まで
契約方法	賃貸借契約（長期継続契約）

**奈良市告示第704号**

平成25年10月23日付で専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成25年10月24日

奈良市長 仲川元庸

**1 平成25年度奈良市一般会計補正予算（第3号）**

平成25年度奈良市一般会計補正予算（第3号）

平成25年度奈良市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ174,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124,385,207千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

**第1表 歳入歳出予算補正**

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		千円 1,377,027	千円 9,717	千円 1,386,744

	1 分 担 金	3,418	9,717	13,135
15 国庫支出金		21,462,190	22,678	21,484,868
	1 国庫負担金	17,889,776	22,678	17,912,454
16 県支出金		5,906,815	30,192	5,937,007
	2 県補助金	1,463,825	30,192	1,494,017
20 繰越金		591,587	13	591,600
	1 繰越金	591,587	13	591,600
22 市債		15,141,700	111,700	15,253,400
	1 市債	15,141,700	111,700	15,253,400
歳入合計		124,210,907	174,300	124,385,207

## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		10,844,889 千円	3,400 千円	10,848,289 千円
	1 保健衛生費	2,055,957	3,400	2,059,357
6 農林水産業費		480,894	8,800	489,694
	1 農林費	480,894	8,800	489,694
9 土木費		10,875,724	77,000	10,952,724
	2 道路橋梁費	2,672,044	30,000	2,702,044
	3 河川費	393,276	47,000	440,276
12 災害復旧費		37,000	85,100	122,100
	1 農林水産業施設災害復旧費	5,000	51,100	56,100
	2 土木施設災害復旧費	32,000	34,000	66,000
歳出合計		124,210,907	174,300	124,385,207

第2表 地方債補正

## 1 変更分

起債の目的	限 度 額	
	補正前	補正後
保健衛生施設整備事業	33,400 千円	35,400 千円
土地基盤整備事業	69,800	70,600
災害復旧事業	34,300	59,300
臨時財政対策	7,080,000	7,163,900
計	15,141,700	15,253,400

(平成25年10月24日掲示済)

内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年10月24日

奈良市告示第705号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成25年10月24日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成25年10月24日掲示済)

#### 奈良市告示第706号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第58条第1項の規定により、平成25年12月15日に執行する大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄西大寺駅南土地区画整理審議会委員の選挙について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第20条の規定により作成した選挙人名簿を、同令第21条第1項の規定により2週間公衆の閲覧に供しますので、同条第2項において準用する同令第3条の規定に基づき次のとおり公告します。

平成25年10月24日

奈良市長 仲川元庸

1 縦覧期間

平成25年10月25日から平成25年11月7日まで

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

3 縦覧場所

奈良市西大寺南町2番6号

奈良市都市計画部都市計画室西大寺駅周辺整備事務所

(平成25年10月24日掲示済)

#### 奈良市告示第707号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第131条の規定に基づく配当計算書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室滞

納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成25年10月24日

奈良市長 仲川元庸

1 送達をすべき文書

配当計算書（謄本）

2 送達を受けるべき者

省略

(平成25年10月24日掲示済)

#### 奈良市告示第708号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年10月25日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
大川 昌		あんま	
在宅訪問マッサージあいの手 奈良学園前店（大川昌）	奈良県奈良市中山町西四丁目551-9		平成25年7月20日

(平成25年10月25日掲示済)

#### 奈良市告示第709号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を休止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年10月25日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		休止した施設又は休止した事業の種類	休止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
訪問介護ステーションすずらん	奈良県奈良市都祁友田町1437番地	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成25年4月1日 平成25年4月1日
社会福祉法人 大和会	奈良県山辺郡山添村切幡1432-118		

(平成25年10月25日掲示済)

同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年10月25日

奈良市長 仲川元庸

#### 奈良市告示第710号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
ハッピーデイサービスセンター	奈良県奈良市六条二丁目7-28	居宅 特定福祉用具販売	平成25年4月11日
株式会社ハッピーサービスグループ	奈良県奈良市六条二丁目7-7		

(平成25年10月25日掲示済)

**奈良市告示第711号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成25年10月28日

奈良市長 仲川元庸

## 1 許可の年月日及び番号

開発行為 平成25年10月28日 第1377号  
公共施設 平成25年10月28日 第637号

## 3 開発区域に含まれる地域

奈良市三碓町2177番1、2180番1、2181番3、2189番1、2189番2の一部、2191番1の一部、2232番2の一部、2233番2の一部、2235番、2236番2、2237番2、2237番3の一部、2238番、2239番2、2240番の一部、2241番、2242番2、2243番2、2246番2、2248番3、2260番1及び2260番24

## 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市中央区谷町五丁目3番17号  
やまと土地株式会社 代表取締役 島岡司

## 5 公共施設の種類、位置及び区域

## (1) 道路

奈良市三碓町2177番1の一部、2180番1の一部、2181番3の一部、2189番1の一部、2189番2の一部、2191番1の一部、2232番2の一部、2233番2の一部、2235番の一部、2236番2の一部、2237番2の一部、2237番3の一部、2238番の一部、2239番2の一部、2240番の一部、2241番の一部、2242番2の一部、2243番2の一部、2246番2の一部、2248番3の一部、2260番1の一部及び2260番24の一部

## (2) 公園

奈良市三碓町2189番1の一部、2189番2の一部及び2191番1の一部

## (3) 緑地

奈良市三碓町2177番1の一部、2180番1の一部、22

60番1の一部及び2260番24の一部

## (4) 調整池

奈良市三碓町2189番1の一部、2235番の一部及び2260番24の一部

## (5) 防火水槽

奈良市三碓町2180番1の一部及び2260番1の一部

## (6) 付替里道

奈良市三碓町2260番24の一部

## (7) 付替水路

奈良市三碓町2189番1の一部、2236番2の一部、2237番2の一部、2238番の一部及び2239番2の一部

## (8) 水路

奈良市三碓町2260番24の一部

## (9) 下水道

奈良市三碓町2177番1の一部、2180番1の一部、2181番3の一部、2189番1の一部、2189番2の一部、2191番1の一部、2235番の一部、2236番2の一部、2237番2の一部、2238番の一部、2239番2の一部、2241番の一部、2242番2の一部、2243番2の一部、2246番2の一部、2248番3の一部、2260番1の一部及び2260番24の一部

(平成25年10月28日掲示済)

**奈良市告示第712号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により告示します。

平成25年10月29日

奈良市長 仲川元庸

## 1 入札に付する事項

項目	概要
名称	奈良市ならまちセンター中央監視盤設備賃貸借
内容	1. 奈良市ならまちセンター中央監視盤設備の更新 2. 既存設備機器の撤去 3. 賃貸借期間中の保守点検
賃貸借期間	平成26年3月15日から平成36年3月14日まで
契約方法	賃貸借契約（長期継続契約）

以下省略

(平成25年10月29日掲示済)

**奈良市告示第713号**

奈良市営墓地使用者を次のとおり募集します。

平成25年10月29日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成25年10月29日掲示済)

**奈良市告示第714号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成25年10月29日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成25年10月9日 奈良市指令都整開 第12A-48号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成25年10月29日 第1379号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市佐紀町3182番1、3182番3、3182番6、3182番8及び3182番9

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都府相楽郡精華町桜ヶ丘二丁目29番地4

細谷 孝次

生駒市東生駒一丁目61番地5 OMマンション506

南本 宏太郎

(平成25年10月29日掲示済)

**奈良市告示第715号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成25年10月29日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成25年3月22日 奈良市指令都整開 第12A-52号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成25年10月29日 第1378号

公共施設 平成25年10月29日 第638号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市西大寺新田町501番2、507番1、508番1、510番3、510番4、511番3、514番3、515番1、516番1、525番、528番2及び528番5

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市押熊町180番地

株式会社ソニック 代表取締役 小林訓子

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市西大寺新田町507番1の一部、508番1の一部、510番3、510番4、511番3の一部、515番1の一部、516番1及び525番の一部

(2) 下水道

奈良市西大寺新田町507番1の一部、508番1の一部、510番3、510番4、511番3の一部、514番3の一部、515番1の一部、516番1及び525番の一部

(3) 管路敷

奈良市西大寺新田町515番1の一部及び514番3

(4) 消火栓

奈良市西大寺新田町508番1の一部

(平成25年10月29日掲示済)

**奈良市告示第716号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年10月29日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動年月日

平成25年10月29日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成25年10月29日掲示済)

**奈良市告示第717号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年10月31日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

(1) 事業名称

学習者用タブレットパソコン等の賃貸借

(2) 調達する機器

- タブレットパソコン、周辺機器及びソフトウェア一式
- タブレットパソコン充電収納庫 一式
- タブレットパソコン用画像転送装置 一式
- タブレットパソコン管理・設定用パソコン 一式
- タブレットパソコン用ネットワーク関連機器 一式
- タブレットパソコン用授業支援システム 一式

- (3) 展開スケジュールの調整  
展開スケジュールの作成・調整
- (4) 機器の設計作業  
タブレットパソコン及びソフトウェア、タブレットパソコン管理・設定用パソコン、無線LAN授業支援システムの設計及び設定等
- (5) 機器等の設置作業  
機器等の設置作業(配線・ネットワーク接続作業含む)、機器設置後の動作確認
- (6) 研修  
運用者向け研修、利用者向け研修
- (7) 保守・サポート  
機器等の保守及びサポート
- (8) 納入条件  
成果物作成等
- (9) 保険
- (10) その他

以下省略

(平成25年10月31日掲示済)

**奈良市告示第718号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条の規定により指定医療機関から事業を辞退した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年10月31日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
松田歯科クリニック	奈良県奈良市南紀寺町三丁目62-4	平成25年10月26日

(平成25年10月31日掲示済)

**奈良市告示第719号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成25年10月31日

奈良市長 仲川元庸

## 1 許可の年月日及び番号

- 平成20年8月25日 奈良市指令都整開 第08A-24号  
平成22年12月10日 奈良市指令都整開 第08A-24-1号  
平成24年7月3日 奈良市指令都整開 第08A-24-2号  
平成24年10月12日 奈良市指令都整開 第08A-24-3号  
平成25年9月13日 奈良市指令都整開 第08A-24-4号

- 平成22年10月18日 奈良市指令都整開 第08A-24-5号  
2 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成25年10月31日 第1380号  
公共施設 平成25年10月31日 第639号  
3 開発区域に含まれる地域  
奈良市佐保台一丁目3571番11の一部、3573番23、3575番1の一部及び3575番7の一部(2工区)  
4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪市天王寺区上汐三丁目五一二十四 小幡ビル  
大阪不動産協同組合 理事長 土岐静男  
5 公共施設の種類、位置及び区域  
(1) 道路  
奈良市佐保台一丁目3571番11の一部、3573番23及び3575番1の一部  
(2) 調整池  
奈良市佐保台一丁目3571番11の一部  
(3) 公園  
奈良市佐保台一丁目3571番11の一部  
(4) 緑地  
奈良市佐保台一丁目3571番11の一部、3575番1の一部及び3575番7の一部  
(5) 管路敷  
奈良市佐保台一丁目3571番11の一部  
(6) 下水道  
奈良市佐保台一丁目3571番11の一部及び3575番1の一部  
(7) 防火水槽  
奈良市佐保台一丁目3571番11の一部  
(平成25年10月31日掲示済)

**監査****奈良市監査委員告示第16号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があるので、次のとおり公表します。

平成25年10月30日

奈良市監査委員 中村勝三郎
同 中本勝
同 三浦教次

教育総務課

監査結果公表日 平成23年12月28日(奈良市監査委員告示第25号)

措置結果通知日 平成25年10月29日

【監査の結果】	【措置の内容】
(3) 行政財産使用料の小学校給食調理室使用料について、使用料の納期が定められていなかった。適	(3) 小学校給食室の調理室使用料の納期について、平成24年度から設定し、早期の収納に努

大切な納期の設定と早期の取納に努められたい。	めました。
------------------------	-------

保健給食課

監査結果公表日 平成23年12月28日（奈良市監査委員告示第25号）

措置結果通知日 平成25年10月29日

領が策定されていなかった。「補助金の適正な交付及び執行について（平成20年3月10日付奈総文第14号）に基づき策定されたい。

について」に基づき「公益財団法人奈良市学校給食会運営補助金の交付及び執行に関する要領」を策定し、平成24年4月1日施行しました。

(平成25年10月16日掲示済)

正 誤

平成25年12月2日付け奈良市公報号外第23号

ページ	段	行	誤		正	
16	—	—	学校教育部	地域教育課	教育総務部	生涯学習課